

別紙

令和3年 月 日

新潟交通佐渡株式会社 代表取締役専務 村山 優樹

新潟県公安委員会 委員長 阿部 隆

佐渡市長 渡辺 竜五

北陸信越運輸局長 平井 隆志

佐渡市内の乗合自動車の停留所又はトローリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書（案）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、佐渡市内の乗合自動車の停留所又はトローリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

#### 記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所又はトローリーバス若しくは路面電車の停留場の名称  
別紙「バス停留所一覧表」のとおり。
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲  
一般乗用旅客自動車運送事業者（新潟交通佐渡株式会社）が行う乗合旅客の運送事業（道路運送法第21条第2項、通称『わたつデマンドバス』）の用に供する自動車。
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項  
停留所における停車又は駐車は、運行時間内に限る。